

改正

平成17年3月29日条例第20号
平成22年3月29日条例第5号
平成26年3月10日条例第3号
令和元年7月5日条例第18号

沼津市図書館条例

沼津市立図書館条例（昭和39年条例第32号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく図書館の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 沼津市に図書館を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
沼津市立図書館	沼津市三枚橋町9番1号
沼津市立戸田図書館	沼津市戸田845番地の2

（職員）

第3条 沼津市立図書館及び沼津市立戸田図書館（以下「図書館」と総称する。）に、館長のほか必要な職員を置く。

（入館又は利用の制限）

第4条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、図書館への入館を制限し、又はその利用を禁止することができる。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 入館者に迷惑をかけ、又は図書館の施設、設備及び図書館資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （3） 管理上支障があると認められるとき。
- （4） 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- （5） その他教育委員会が不相当と認めるとき。

（講座室等の使用）

第5条 沼津市立図書館の講座室、視聴覚ホール、展示ホール及び展示ケース（以下「講座室等」という。）並びに沼津市立戸田図書館の視聴覚室（以下「視聴覚室」という。）は、図書館の事業を妨げない限度において、読書会、研究会、展示会等の教育文化目的のために使用させることができる。

2 前項の場合において、入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又は商業宣伝、営業若しくはこれらに類する目的のために使用するときは、使用させないものとする。ただし、教育委員会が教育文化振興のため、特に必要があると認めるものについては、この限りでない。

（使用の承認及び使用料）

第6条 前条の規定により講座室等及び視聴覚室を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の使用を承認する場合、必要な条件を付することができる。

（駐車場の使用料）

第7条 沼津市立図書館の駐車場を使用する者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、沼津市立図書館を利用するため駐車するときは、最初の30分までは無料とする。

（使用料の減免）

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が、使用前に使用の取消し又は変更を申し出て、教育委員会がこれを承認したとき。

(権利譲渡の禁止等)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

2 使用者は、図書館に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認める場合には、その使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の承認の条件に違反したとき。

(3) 公益上又は管理上特に必要があるとき。

2 前項の停止又は取消し等によって、使用者に損害を生ずることがあっても、教育委員会はその責を負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、使用が終わったとき、又は前条の規定により使用を停止され、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに付属設備、備品等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 入館者、使用者又は図書館資料の利用者は、図書館の施設、設備、図書館資料等を損傷し、若しくは滅失したとき、又は原状回復の義務を怠ったときは、教育委員会の指示に従いこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(戸田村の編入に伴う経過措置)

2 戸田村の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに戸田村使用料徴収条例(昭和39年戸田村条例第20号)又は戸田村立図書館の管理及び運営に関する規則(平成3年戸田村教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日の前日までにした戸田村使用料徴収条例第5条の行為に対する罰則の適用については、同条例の例による。

付 則(平成17年3月29日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

付 則(平成22年3月29日条例第5号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月10日条例第3号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の前日に承認した図書館の使用に係る使用料の額は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(令和元年7月5日条例第18号)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の前日に承認した図書館の使用に係る使用料の額は、この条例による改正後の別

表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

1 沼津市立図書館

(1) 講座室等使用料

区分	午前	午後	夜間
	9時30分から 12時まで	13時から 16時30分まで	17時30分から 21時まで
講座室	3,140円	5,230円	7,330円
視聴覚ホール	9,420円	12,570円	15,710円
展示ホール	全日使用（9時30分から21時まで） 12,570円		
展示ケース	全日使用（9時30分から21時まで） 4,190円		

備考

1 講座室、視聴覚ホールにおける午前・午後使用は9時30分から16時30分まで、午後・夜間使用は13時から21時まで、全日使用は9時30分から21時までの時間とし、その使用料は、それぞれ各時間区分使用料の合計額とする。

2 第5条第2項ただし書の規定により使用する場合の使用料は、講座室等使用料に、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 使用者が、入場料又はこれに類するものを徴収し、使用する場合
 入場料又はこれに類するものの入場者1人当たりの徴収額の最高額が
 1,000円以下のとき 100分の150
 （商業宣伝、営業又はこれらに類する目的の場合は、100分の200）
 1,000円を超え3,000円以下のとき 100分の200
 3,000円を超えるとき 100分の250

(2) 使用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的のために、入場料又はこれに類するものを徴収しないで使用する場合 100分の200

(2) 付属設備使用料

種類	単位	金額
拡声装置	一式	1,040円
プロジェクター	1台	1,040円
ビデオデッキ	1台	1,040円
16ミリ映写機	1台	1,040円
LDプレーヤー	1台	1,040円
資料提示装置	1台	830円
スライド映写機	1台	620円
OHP	1台	410円
CDプレーヤー	1台	830円

備考 使用料は、前号に掲げる時間帯ごとに徴収する。午前・午後使用、午後・夜間使用及び全日使用の使用料は、前号の例により徴収する。

2 沼津市立戸田図書館

視聴覚室使用料

午前	午後	夜間
8時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで
1,040円	1,040円	1,040円

備考 午前・午後使用は8時から17時まで、午後・夜間使用は13時から21時まで、全日使用は8時から21時までの時間とし、その使用料は、それぞれ各時間区分使用料の合計額とする。

別表第2（第7条関係）

駐車場使用料

区分	金額
----	----

